

議案第101号

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大田原市水道事業給水条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項の表以外の部分中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前から継続供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に定例日（大田原市水道事業給水条例第3条第5号に規定する定例日をいう。）の点検により料金の支払を受ける権利が確定されるもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものにあつては、当該確定したもののうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。）までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、なお従前の例による。